教育資金贈与税非課税措置に関する特約

１．（特約の適用範囲）

（１）（省略）

（２）この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。

① 貯金者が口座開設時点において３０歳未満であること

② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること

③ 貯金者が前号の契約にもとづき２０１３年４月１日から２０２６年３月３１日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から２か月以内に、貯金として預け入れること

④～⑧　（省略）

（３）（省略）

２．～３．（省略）

４．（贈与者死亡時の定め）

第１条第２項第３号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前３年以内（２０２１年４月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず）に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前３年以内（２０２１年４月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず）に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません（２０１９年４月１日以後の贈与について適用）。

①　当該貯金者が２３歳未満である場合

②　当該貯金者が学校等に在学している場合

③　当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

また、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超えるときは、上記①～③のいずれかに該当する場合においても、管理残額を当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします（２０２３年４月１日以後の贈与について適用）。

５．～１７．（省略）

【改正前】

教育資金贈与税非課税措置に関する特約

１．（特約の適用範囲）

（１）（省略）

（２）この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。

① 貯金者が口座開設時点において３０歳未満であること

② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること

③ 貯金者が前号の契約にもとづき２０１３年４月１日から２０２３年３月３１日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から２か月以内に、貯金として預け入れること

④～⑧　（省略）

（３）（省略）

２．～３．（省略）

４．（贈与者死亡時の定め）

第１条第２項第３号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前３年以内（２０２１年４月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず）に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前３年以内（２０２１年４月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず）に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません（２０１９年４月１日以後の贈与について適用）。

①　当該貯金者が２３歳未満である場合

②　当該貯金者が学校等に在学している場合

③　当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

（追加）

５．～１７．（省略）

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

１．　（特約の適用範囲）

（１）　（省略）

（２）　この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。

①　貯金者が口座開設時点において２０歳（２０２２年４月１日からは１８歳）以上５０歳未満であること

② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること

③ 貯金者が前号の契約にもとづき２０１５年４月１日から２０２５年３月３１日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から２か月以内に、貯金として預け入れること

④～⑧　（省略）

（３）　（省略）

４．～１７．（省略）

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

１．（特約の適用範囲）

（１）（省略）

（２）この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。

① 貯金者が口座開設時点において２０歳（２０２２年４月１日からは１８歳）以上５０歳未満であること

② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること

③ 貯金者が前号の契約にもとづき２０１５年４月１日から２０２３年３月３１日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から２か月以内に、貯金として預け入れること

④～⑧　（省略）

（３）（省略）

４．～１７．（省略）

附則（2022J 革特発第 2354 号）

（実施日）

この規定は、2023 年 4 月 1 日から実施する。